



総合計画と まちづくり総合計画審議会について

令和6年3月25日

周南市

企画部 企画課

1. 総合計画とは



目的(総合計画策定条例第1条)

総合的かつ計画的な市政の運営を図り、本市のまちづくりのための基本的な施策を着実に推進すること

定義(第2条)

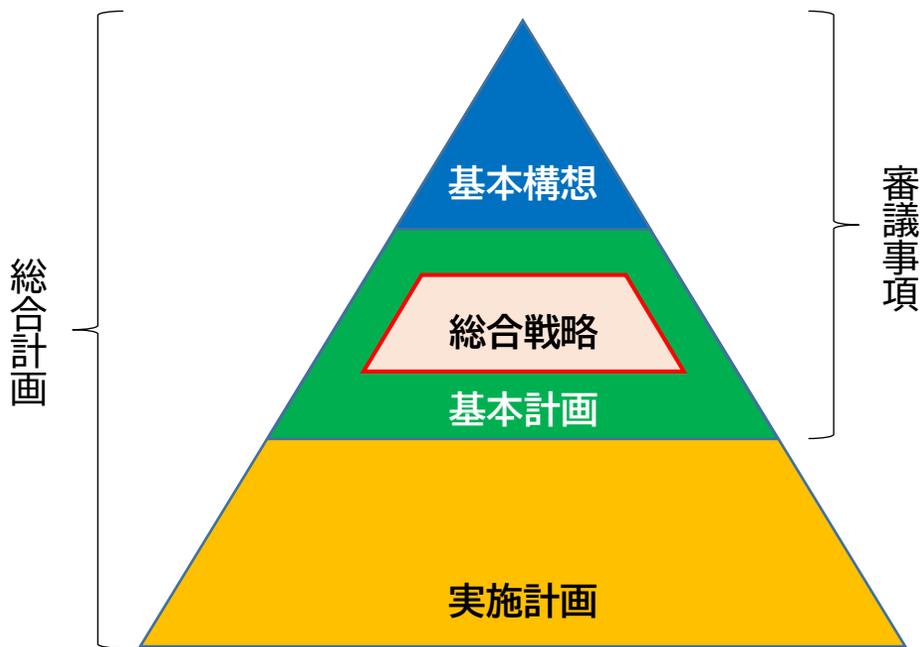
基本構想、基本計画及び実施計画からなる、本市のまちづくりの指針であって、本市におけるまちづくりの最上位計画

市民と行政が目指す将来のまちの姿、行政運営の基本などを表したものの

1. 総合計画とは



2. 総合計画の構成と期間



- 基本構想(将来像・目標)**
 本市及び市民がともに進めていくまちづくりの基本理念及び方向性を示すもの
- 基本計画(施策)**
 基本構想を実現するための施策の指針であって、分野ごとの施策の方向性を示すもの
- まち・ひと・しごと創生総合戦略(施策)**
 基本計画に掲げる施策の中から、人口減少と地域経済縮小の克服に資するものを選定し、政策パッケージとしてまとめたもの
- 実施計画(事務事業)**
 基本計画に従って、施策を実現するための事業及び財政計画を示すもの

| 年度 | 2025 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 |
|------|-------|----|----|--------|----|-------|----|----|----|----|
| 基本構想 | 10年間 | | | | | | | | | |
| 基本計画 | 前期5年間 | | | | | 後期5年間 | | | | |
| 総合戦略 | 5年間 | | | | | 5年間 | | | | |
| 実施計画 | 基本3年間 | | | 毎年度見直し | | | | | | |

3. まちづくり総合計画審議会



周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例第1条の規定に基づき設置する、執行機関の附属機関

所管事項

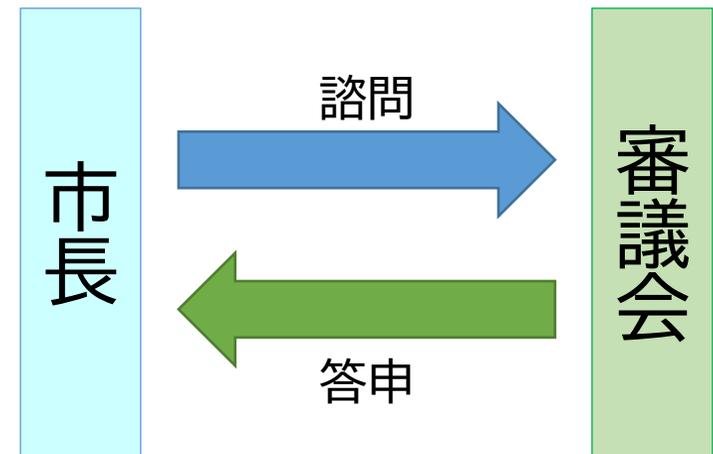
- ・ 周南市まちづくり総合計画に関し、市長の諮問に応じ調査、審議すること

委員構成

- ・ 公共的団体の代表
- ・ 産業経済団体の代表
- ・ 公募による市民
- ・ 学識経験を有する者
- ・ その他市長が必要と認める者

任期

- ・ 諮問された事項に係る答申の終了まで





4. スケジュール

- 2024年3月25日 第1回 まちづくり総合計画審議会
- 5月 第2回 まちづくり総合計画審議会
市長から基本構想の諮問
- 7～8月 部会ごとに審議(各部会2、3回程度)
- 9月以降 第3回 まちづくり総合計画審議会
市長へ答申書を提出
- 2025年3月 第3次まちづくり総合計画前期基本計画 策定